

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

(平成 29 年 6 月 7 日 午後 1 時 00 分)

●議長 (小林幸雄) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。
通告の 9 湊喜一議員。

- 1 肝炎ウイルスの検査について
- 2 こども医療費窓口無料化について
- 3 空き家対策について

議席番号 10 番・湊喜一議員。

◆10 番 (湊 喜一) 議席番号 10 番・湊喜一です。通告に従い質問させていただきますが、若干順番を変えて質問したいと思います。まず最初に、こどもの医療費窓口無料化についてで、2 番目に、肝炎ウイルスの検査について、3 番目に、空き家対策についてという順番で質問をしていきたいと思ひます。

まず最初に、こどもの医療費の窓口無料化についてであります。こどもの医療費に関しては、1 期目からずっと、この件に関しては提言を繰り返してきて、去年から横川町長は、高校生までの医療費の無料化ということに踏み切ってきました。非常に評価するところでございます。

まず、さてこの、であっても窓口で一旦負担というものがずっと続いてきたわけであり、これが、市町村が行っている子どもの医療費の助成、現物支給化という窓口の無料化ですね、これをすると医療の機会が増えて医療費が上がるというところから、国の方は国民健康保険の国庫負担金を減額調整すると、そういうペナルティを課してきたわけであり、

公明党は、これまで地方議員と国会議員連携の中で調整を図りまして、この国保の減額措置の撤廃に取り組んでまいりました。昨年の通常国会で公明党の山口代表が、このペナルティの撤廃に向けて言及されまして、少子化対策少子化対策と言ってアクセルを踏みながら、片やこの医療費のペナルティを課していると、これはブレーキであると、アクセルとブレーキを同時に踏んでいるようなものだ、というような意味合いのことを代表質問の中に入れて、国では、ようやくこの厚労省の社会保障審議会医療保険部会で見直しに向けて検討されてきた。その検討を踏まえて、去年の 12 月 17 日に開催された国保基盤強化協議会の場で、塩崎厚労大臣から国の見直し方針が示されたところであります。

それを受けて、12 月 28 日に長野県では、公明党の県代表らが阿部知事に対して、子ども医療費の見直しに関する要望を行い、知事からは「国の結論を踏まえて、子どもの医療費の現物給付導入に向けた市町村との検討の場を速やかに立ち上げ、見直しを行う」と回答いただきました。

それを受けて私も、この今年の 1 月 4 日に町長に対して、こういうふうな動きがあり

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

ますので、是非とも市町村としても、町としても対応をお願いしたい、という要望書を提出したところであります。

県の保健福祉政策課は、長野県の福祉医療給付検討会というものを設置し、私が手に入れました資料によりますと、第 2 回までの検討会が行われております。そういう報告を受けております。これで、この中学生まで、中学 3 年生までの窓口の無料化を県下統一してやっていこうではないか、というようなところまで来ております。

これも、この長野県福祉医療費給付事業検討会、委員は 5 名いて、長野市長、小諸市長、南箕輪村長、上松町長、それと県の福祉部長が委員になっておられて、その検討会が、各首長、市長村長にその辺の意向を聞いて、結論が、こういう形で出つつあると思うんですけども、この辺、町長がどのくらいの認識で、どういうスタンスでこれをやっておられるか、ということをちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) それでは、湊議員さんから、子ども医療費の窓口無料化、いわゆる現物給付の関係についてのご質問でございます。お答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、湊議員さんからも、経過的なものも含めて、ご質問があったわけでございます。経過についてはそのとおりかなというふうに思っております。付け加えさせていただければ、御党も、国、県、地方の議員さんを通じて要望活動されてきたということで、御苦労さまでした。私ども町村会としても、本制度について、県当局そしてまた国の方にも長野県町村会として要望を重ねてきた経過があります。

今、長野県福祉医療給付事業検討会で取りまとめがほぼできましたので、県としての対応が、中学生までの現物給付方式を導入した場合に生ずる、国のいわゆる国保ペナルティと言いますか、については、県が 2 分の 1 を補助するという方向性が示されたわけでございます。

私ども町としても、足並みを揃えてやるのが適当であるというふうに考えているところでございます。つまり、生まれてから中学校卒業までは、病院・薬局等の窓口で一つのレセプトだったり、500 円の手数料と言いますか、負担していただくこと、これはそういうことになっているようでございますが、そんなことで対応させていただこうというところでございます。

ただ、今、町独自で 18 歳までということ、29 年度、今年度からスタートさせていただいたわけですが、この部分については、それと足並みを揃えるというわけにはちょっといかないかなと、制度上のこともありますのでその辺はご理解をいただいて、お願いしたいなというふうに思います。今後の中で、関係する条例、あるいはまた補正の予算も必要になってきますので、然るべき時期にご提案を申し上げさせていただいて、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) はい、ありがとうございます。これで一步進みました。これで信濃町だけではなく、県下各市町村の子どもさんの医療費が窓口で無料になる、一応聞いているところでは、レセプト代だけを支払う、500 円ですか、だけを支払うということになるかと思うのですが、それかどうか、レセプト代手数料というのかな、それだけの負担で、子どもが医療費、医療を受けることができると思うのですが、それもお答えいただきたい。

それと、今後のスケジュールですね。制度設計もあるでしょうし、システムの改修というのも出てくると思います。条例も改正しないと駄目でしょうし、予算の編成、それから、一番大事なのは広報だと思います。これを周知するという事は非常に大事だと思います。あと、受給者証ですね、そういう回収なんかも出てくると思います。また交付も発生すると思います。そういう制度設計というのは、どういうスケジュールでやっていかれるのか。それと、この費用ですね。どのくらい試算されているのか、お聞きしておきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋徹) はい。最初に、手数料と言いますか、1 レセプトあたり 500 円というのは、引き続き継続される要件と、今検討されています。

それと、今後のスケジュールということになりますけれども、今年度中に条例等の改正を行い、また議員おっしゃったとおりシステムの改修をしていかなければいけないものですから、そちらの方の補正を上げさせていただいたり、システムの改修をさせていただくような形になります。実際、この新しい制度と言いますか、始まるのは、30 年 8 月に、ちょうど受給者証の切替が 8 月になりますので、実際のスタートは 30 年 8 月からという目標にして、県の方も進めているところです。また広報に関しましても、また今年度のうちからとなりますけれども、早めに皆さんに周知できるような形で、やっていきたいと思っております。システム改修等も、費用等は、まだ見積等も取っていませんので、これからになりますので、今のところは分からない状況です。以上です。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) はい、そのシステム改修の費用が分からない、このシステム改修が、ちょっとネックになるんじゃないかなと思っているんですけどね。あまり馬鹿高いシステム改修にならないように願うばかりですが、ワンレセプトだけいただくという、その負担するというのは、本来は、このレセプト代も無料にしていきたいなと思っていたんですが、これは仕方がない部分もあります。

今後、この検討会の中でも出たと思うのですが、**「コンビニ受診」**と言われる、この辺の、**「コンビニ受診」**というのは、要するに親御さんが仕事に行っていて、子どもさ

んが軽い咳をしているので、救急で、救急診療を受ける。昔ならば三世代の家庭で、じいちゃん、ばあちゃんがいて、これなら行かなくても、病院に行かなくても明日また日中に行けばいいよというような、そういうことが、核家族になって、仕事から帰って来たら子どもがちょっと咳をしている、救急医療、救急診療を受けるという、これを俗にいう「コンビニ診療」と言っているみたいなんです、その辺のところをすると、やはり今度、医療が大変になってくるという。

「無料だから救急に行ってもいいや」というのではなくて、その辺のところ、今、子ども医療の 110 番みたいな、電話でそういうことができる。番号は忘れちゃったけれども、シャープ何番とかいうやつですね、それで、今、子どもがこういう状況なので、これは医療を受けるべきなのか、医者に行くべきなのか、しばらく様子を見たらいいのか、そういう診断を、その電話の相手先で、医者がそういう判断をしていただける、そういうシステムも今、充実しておりますので、そういうところの周知もやって、この「コンビニ受診」というものをなるべく少なくするということでもやっていく必要があるんですが、これはなるべく早い方がいいと思いますので、その辺の周知ですね、勧奨と言うのかな、周知と言うのかな、その辺の計画というものはあるかどうか、お聞きしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋 徹) はい。またそういったものを含めて、今の意見を参考にさせていただきますまして、進めていきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) はい、そうですね。そういう、いろいろなことを言っていると、保健師さんの仕事が増えると言われると思うんですけども、今日、保健師さんが傍聴に来ておられますので、その辺のところご勘弁いただきまして、この次の肝炎ウイルスに関しても保健師さんの仕事が増えるかなと思っているんですけども、町民の健康増進のためには、是非ともそういう形で動いていただきたいなと思っております。

子どもの医療費、これは一応この程度にしておきまして、次に、ただ今申しました 2 番目の、肝炎ウイルスの検診の受診率向上と、それと肝炎にかかったという陽性者のフォローアップ、そういうことに関して質問をさせていただきます。

ウイルス性肝炎、国内の最大の感染症と言われている肝炎ウイルスに感染している人、主に B 型・C 型合わせると、国内で約 300 万人に上ると推計されております。現在、癌による死因で 3 番目に多いのが肝癌であります。その肝癌の原因の 90 パーセントは、この B 型・C 型ウイルスによるウイルス性の肝炎が由来となり、肝硬変となり、それが肝癌に発展していくと。この肝炎ウイルスにどの時期に感染したかというのが、なかなか明確にはされない、分からないという、それと肝臓というのは沈黙の臓器と言われてい

まして、病状が、自覚症状がない、気が付かないうちに肝硬変になっている、また肝臓癌になっている、肝臓癌になっている。そういう感染者が、非常に多く存在するということが、今、国の方では大きな問題になっております。

去年の、定期接種、B型肝炎の定期接種0歳児まで、を一般質問で挙げさせていただきましたけれども、これも年齢拡大、国の方は定期接種で0歳児までという形になっておりますけど、これを3歳児ぐらいまで拡充することはできないかという質問をさせていただきましたけれども、今年から、0歳児の肝炎ウイルスの予防注射ですね、これが定期接種となりましたけれども、B型肝炎というのは非常に、感染するとキャリア化して、健康なんですけれども感染源になっていく。そうしてしまうと現在の医療では、これを排除することができない。ワクチンで予防することが、本当に大事なところですね。国では、キャリアリスク化の最も高い0歳児を対象に、B型肝炎ワクチンを定期接種するようになりましたけれども、またこの後、もう一つC型肝炎ですね、C型肝炎に関しては、予防ワクチンが無いんですね。

ここ数年で薬による治療が飛躍的に高くなっていると言われております。C型肝炎は特に、インターフェロンということを知ったことがあると思うのですが、インターフェロンという薬で治療する。入院しなければならない、以前はそうであった、ところが今は医療が発達して、飲み薬で、入院せずに治療が受けられるようになってきている。それがまた80パーセント以上、専門医によっては90パーセント以上の方が、C型肝炎は治ると。その専門医によると、C型肝炎というのは、今は治せる病気になったと、そういう断言する専門の医者があるようです。

それで、国民の約半数が肝炎検査未受診なんですね。検査を未受診なんです。自分が肝炎ウイルスに侵されているかどうか分からないと。私も実は受けていないのですが。自分が肝炎にかかって、その肝炎ウイルスを持っているか、肝炎のB型・C型、そういう肝炎を持っているか、ウイルスを持っているかどうか分からないんですが、これが、国の方はこの去年の6月30日に、肝炎対策の推進に関する基本的な指針というところで、公共団体はしっかり検査を勧奨しなさいということをやっているわけですが、信濃町のホームページを見ますと、節目検査という形で、40歳の方がその肝炎の検査を受ける、となっているのですが、40歳だけで、それ以外の年齢はやらないということなんでしょうか。その辺、お聞きしたいと思います。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 現在、無料受診の対象となっている方が、この40歳健康増進法に基づく事業により肝炎のウイルス検査ということで、この40歳の方のみとなっております。以上です。

●議長（小林幸雄） 湊議員。

◆10番（湊 喜一） 40歳以外の方のウイルス検査は、どういう方法があるとお考えで

すか。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋 徹) 検査につきましては、無料の検査は、ただ今申し上げました 40 歳の方、健康増進法によるものなんですけれども、そのほかにも、保健所による無料の特定感染症の検査による肝炎の検査があります。これらの検査につきましても啓発を行いまして、受検の促進を行っていきたいと思っております。長野保健事務所では、事前に電話予約等されますと、水曜日なんですけれども、こういった血液での検査がされているところでもあります。あと検査といたしましては、職場での健診ですとか、出産時における産婦人科での検査という形での検査を、皆さんにお知らせをしているところでございます。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) はい、先にお答えいただきました。40 歳は、一応信濃町は、やっている。それ以外は、長野県が責任を持ってやっているという部分ですね。この辺のところ、これを調べるまで私も知らなかったんですけども、血液検査で、この肝炎にかかっているかどうか分かる。それを長野県は無料でやっている。長野各保健所ですね、この近くでは長野市の保健所が、毎月の第 2 第 4 水曜日に 1 時から 3 時まで、13 時から 15 時、これは電話で予約を入れておかないと駄目なんだろうけれども、そういう形で無料で検査を受けられるとこういうところで、勧奨がなかなかできていないように思います。調べないと分からない。

肝炎というのは非常に怖い病気だよということを周知する、検査を受けて自分がかかっているかどうかということを調べるということは、非常に大事だ、ということの勧奨が、なかなか行き届いていないように思います。そういう、例えばリーフレットみたいな、そういうものがあるのかどうか、いろいろ調べたんですが、ホームページ上ではあるんですけども、印刷物としてはないんですね。国はこれを予算立てしているのに、その辺のところ、できないものか、町でそういうことが。小冊子を作って全戸配布する、そういうようなことは考えているのかどうか、お聞きしておきます。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋 徹) 確かに保健所におきましても、ホームページ上でのお知らせということで、市町村への啓発用のパンフレット等も保健所の方で製作をしております。そういった中で、町の方でどういうふうにもまたパンフレットを作っていくかどうか、また検討させていただきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) 今、検査だけの話をしております。「検査を受けなさいよ」、そういうリーフレットもありますし、またそれでそこで陽性反応が出たと、「あなたは肝炎ウイルスに感染しております」と、「さあ大変だ」と、そういうのが嫌だから検査を受けないという方も、中にはおられます。そうじゃないんだと、しかもそのインターフェロンという抗ウイルス薬ですか、そういうのは非常に副作用も多くて費用もかかる、そういうイメージがあるんですね。今、C型肝炎に関しては、薬を飲んで治すことができる。そういうふうになっている。そういう時代が来ている。そういう、フォローアップと言うんですか、自分が陽性反応が出た、その辺の、後治療はどういうふうになるのか、どれだけの費用が掛かるのか、実はこれ非常に国の方は手厚い助成をしております、上限月 2 万円、非課税の世帯なら月 1 万円が治療費の上限であります。重症化しない間に治療をしていただきたいというのが、国の方針でありますので、そういうところが、なかなか皆さんにお知らせされていない。そう思うのですが、いかがでしょう。

これも一応町長に聞いておこうかな。その辺のところ、勧奨する必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども、合わせて課長も、その辺のところお願いします。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) はい。この件に限らず、必要性のあるものについては、十分に周知、告知をしていかなきゃいけないというのは、行政執行の立場であろうというふうに思います。今、個別のこの件に関しましても、なかなかお知らせしても感心のない人はどうしてもやっぱり見ないんですね。ですからその辺を、逆に言えばどうフォローするんだということにもなりかねない話でして、さりとてやらないわけにはいかないという立場ですから、機会を通じながらそんな啓発もやっていかなきゃいけないというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋 徹) 検査の受検勧奨につきましては、またやっていきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) 実は一般質問で取り上げるのは、そういう勧奨の意味もあって取り上げているわけですけども、なかなかこういう検査は進まない。しかもそういう病気にかかったら、治療が大変だというイメージがあるもので、「そうではないですよ」とも、こういう一般質問を通じて町民の皆さんにお知らせしたいなと思っております。

それで、陽性になった後、陽性という結果が出た後のフォローアップというのは、本当に大事だと思います。今、信濃町でこのB型肝炎、C型肝炎の罹患者といえますか、

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

そういう方は町として掴んでおられるのかどうか、ちょっとお聞きしておきます。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋 徹) 正確なところは、町の方でも実人数というのは掴んでおりません。ただ、ウイルス肝炎医療費受給者数というのが、報告と言いますか、上がってきているんですけれども、この中ではB型・C型合わせて27名というふうになっております。以上です。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10番 (湊 喜一) ここで、受給者証というのが出てくるわけですね。それで、これは国保であっても社会保険であっても、同じことなんですか。町全体で27名、約27名という形でいいんでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋 徹) はい。全体でということになります。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10番 (湊 喜一) もう少し多いかなと思っていました。比較的少なく、胸をなでろしております。

特に女性は、出産の時に輸血でこの肝炎ウイルスに感染したという話を聞いております。それと信濃町で多いのは、多分子どもの頃の予防接種の注射針の使い回しで、この肝炎ウイルスに感染しているという方が多くて、しかも健康であってB型肝炎のキャリアと呼ばれる方になっているおそれもあります。

そういう意味で、信濃町、この肝炎の検査しっかりやっていただいて、この肝炎ウイルスを少しでもなくしていきたい、重症化を防いでいきたい、そういう思いでありますので、更に勧奨を、検査の勧奨を、それとフォローアップ、これこれできます、というパンフレット、今、国の方で作っているフォローアップのパンフレット、プリントをカラーでプリントすれば良かったんですが、非常にユニークなリーフを作っておりまして、今のうちなら治せるよと、「たたけ！肝炎ウイルスと」という名称で、こういうパンフレットなんですけれどもね (手持ちのパンフレットを示す)、今こそたたけ、肝炎ウイルス、という形でパンフレットを作っております。このパンフレットを陽性となった方に送ると、結構受診率が、一気に上がっているという結果が出ていますので、そういう勧奨というのは本当に大事だなというのが、それまで、このパンフレットができる前までは、受診率5.4パーセントだったのが、このパンフレットを送付、個別送付した結果、14.4パーセント、倍以上に上がっていると、約3倍近く受診率が向上しているというこの結

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

果が出ておりますので、やはり勸奨というのは非常に大事になってくるなと思っておりますので、更に力を入れて、パンフレットを、本来は県が作っていただかないと駄目なんでしょうけれども、若干の費用で済むと思いますので、町としても取り組んでいただきたいんですけども、課長の見解をお伺いします。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋 徹) 皆さんに知っていただけるように、また勸奨の方を考えていきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) 特に肝硬変、この肝炎ウイルスでかかっていた肝硬変、肝臓というのは、非常に我慢強い臓器なもので沈黙の臓器と言われているぐらいで、自覚症状が本当はないみたいなんです。しかも、入院すると非常に高いものにつくと思われていますので、そのフォローアップもしっかりできています、検査もしっかり受けましょう、という形で、しっかり勸奨をお願いしたいと思っておりますので、是非とも力こぶを入れて動いていただきたいと思います。

続きまして、空き家対策についてに移りたいと思います。

空き家対策、平成 27 年の 3 月会議で酒井議員が、この空き家対策、特措法の質問をされております。それを受けて、私とそのフォローになるのかどうか、少しさせていただきたいと思います。

この信濃町で、この空き家対策再生等推進事業というのは、国がやっているわけですが、この紹介、私、平成 23 年の 9 月会議で、この時は 9 月議会ですね、平成 23 年ですから通年議会になっていませんので平成 23 年の 9 月の定例会で、質問をしておきまして、地方公共団体や民間事業者などが空き家を宿泊施設とかコミュニティなんかを作り変えて再利用する場合は、補助金があるよ、というのです。これ平成 23 年に、平成 20 年度に国の方が創設している空き家再生等推進事業という、それを活用すべきだという質問をさせていただいているんですが、その後、国の方は平成 26 年の 12 月に空き家対策特別措置法が施行されました。それを受けて、酒井議員が 27 年の 3 月に質問をされているんですけど、その中で総務課長が答弁しているんですけども、空き家の情報は出せるが、契約は当事者間でやっていただくことになるので、その辺がネックになってなかなか登録が進まないという答弁がされております。

その後、今後広域連携を視野に入れているという答弁をされておきまして、最近ずっと見ていると、長野県が移住ポータルサイト「楽園信州空き家バンク」というサイトを立ち上げました。これは、長野県の、宅建協会かな、そういう民間の団体と長野県が契約をしまして、この空き家情報のそういうサイトを立ち上げた。これ見に行こうかなと思ったんですけども、登録しなければ見に行けないので、私は別に空き家を探して

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

いるわけではないので、登録してもいかなものかというので、奥の方までは見に行かなかつたんですけれども、これに、信濃町もページを載せておりますね。この事を、総務課長は言っておられたのかと思っておるのですが、この辺の状況をちょっと教えていただきたいなと思います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) それでは、数字的なことでございますので私から答えさせていただきますと思います。議員からご質問いただきましたとおり、現在、「楽園信州空き家バンク」についても、町も活用させていただいておるところでございます。登録状況につきましては、現在、中古住宅が 8 件、賃貸住宅が 4 件でございます。計 12 件でございます。また、これらの物件につきましては、町の単独の移住促進サイトにも同じ情報を載せておまして、また、多重的な情報発信を行っているところであります。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) この「楽園信州空き家バンク」というのは、契約まで楽園信州のサイトでいけるものなんですか。これは、行政は契約にタッチできないという部分があるので、こういう民間のところと契約をされてやっていくんだと思われるんですけど、楽園信州のを見ていると、体験施設の案内だけのように思われるんですけども、その辺のところ、今、空き家登録していると言われているので、契約まで進めるのかどうか、お聞きしておきます。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) 楽園信州申し込み方法で問い合わせをいただきますと、その情報が町に来るようになっております。そこからは町が窓口となりまして、情報の提供等行うわけでございますが、契約等につきましては、先ほどの議員のお話のとおり、宅建業法におきましては、町は宅建業法の法律の範囲内ということで、仲介だとか媒介的なことができるわけでございますけれども、実際の面では重要事項説明だとか、民法が非常に絡んでおります。契約等の専門的な知識が必要となりますので、町の方で契約ということはしておりませんので、当事者同士で交渉いただくような形で、お願いをしておるところでございます。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) やはりその辺のところですね、マッチングができるのかと言うと、やはり一番大事なはその辺、契約の部分だと思います。やっぱりそこまでしか進めないとなると、なかなか、それ以降に進んでいかない。上辺だけを、さっと撫でていって、

本来ここに住みたいなという方が、ここに定着しないように思われます。

今回、選挙選で、あちこち歩かせていただいて、結構信濃町の、元・空き家だったと思われる所にお住みになっている、しかも、茅葺の家に憧れていたの、それを探してようやく見つけて住んだという方ともお話をさせていただきました。本当にそういう、私自身も茅葺の家というのは、非常に憧れがあった部分があるんですけどもね、よく思い切って来られたねという部分と、よく契約までこぎつけられたねという部分がありまして、なかなかそう進まないというのは、やはり言うておられた。法律的にいろいろ、ややこしいこともある、町がそういうところまで踏み込めない。

ところが、そういう、都会で田舎暮らしに憧れている人たちというのは、信濃町という看板に憧れておられる方、ここなら信用ができるだろうと、そういうところで、行政のホームページを閲覧していくと思われます。そういう意味では、窓口は非常に大きいんですけども、底が浅いとその辺はネックだと思うので、これで一つ提案なんですけれども、町として、民間と協定を結んで契約まで進めるような、そういう民間業者ですね、信濃町にもそういう形で宅建を持っておられる方がおられると聞いています。そういう方々と、どういう形になるの、いいか分からないですけども、見合いになるの、いいのか、そういうところと契約をしていただいて、都会からの人たちの流入を促進する、これ大きな定住促進の、一つの起爆材になると私は考えるんですけども、そういう方たちを探し出して契約をするという方向性、こういうことを考えられるのか、まず町長。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 具体的な段階でのネックになるというのは、確かに湊議員さんがおっしゃる分野かなというふうに思います。今、具体的には、平成の 27 年の 5 月に宅建協会の長野支部と、契約等の補助のための媒介等に関する協定を結ばせていただいています。ですから、そういった団体の協力もいただきながら契約に結び付けていくというようなことの段取りが、できるようになっているということでございます。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) ということは、今、信濃町に空き家が何軒あると言われたかな、8 軒か。そういう情報に応募したというか、興味を示された方には、そういう、宅建協会ですか、長野県のそういうところにまた振り替えして、住んでいただく手はずを整える方策と道筋はできている、という考え、認識でいいのかどうか、再度お聞きします。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) それでは、事務手続き的なことでございますので、私から回答させていただきます。現在、先ほど町長からも答弁させていただきましたとおり、

媒介等に関する協定を提携をさせていただいております、楽園信州、また町の移住促進サイト、電話等で問い合わせがあった場合には、宅建協会の方で媒介、いわゆる契約書の作成をできますということをご説明申し上げます。

現状で、27 年の 5 月から利用された方の実績は、2 名という、ちょっと少ない状況でございます、一つの理由としますと、媒介を依頼をしますと、家賃の場合には 1 か月分だとか、売買の場合にはパーセントで手数料が発生してまいるということで、貸主、借主それぞれ費用負担が出てくるということがございます。また、特に賃貸の場合は、家賃の一月分というような形の中で、比較的、売買に比べますと安価な手数料しか発生しないということもありまして、宅建協会の長野県支部の方にお伺いすると、なかなか長野支部の方で受け手となってくださる方が少ないということも伺っております。ただ、そうは申しまして、この媒介によりまして民法等にのっとった契約をされる場合には、借り手のみならず、貸し手の方にもやはり法的な根拠が発生しまして、リスクがないようにすることはできますので、できるだけそういう形で進めていきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆ 10 番 (湊 喜一) はい。業者に依頼すれば手数料が発生するというのは、これは当たり前のことだと思います。そうすると、この手数料というの、僅か、町が、こういう契約成立した場合は補助しますよというのは、一つ方法じゃないでしょうか。そうすると、今、2 名と言われましたけれども、これがもう少し進んでいくんじゃないかな。手数料、僅かなことだと思いますので、利子補給と同じような考え方で、手数料をいくらか補助させていただきますというようなこともいいんじゃないかな。

それと、柴津ですか、体験施設ですね、移住体験施設予約表を見ると、今も、決まっていますよね、来週は少し空くけれども、またその先詰まっているというように、結構人気が高いように思います。これはやはり、田舎暮らしに憧れている人がそれだけ多いという証だと思いますので、これをいかに信濃町に住んでいただけるか、これは非常に大事な部分だと思いますので、そういう利子補給か何か…利子補給じゃない、手数料の補助ですか、そういう考えがあるのか、これは町長に聞いた方がいいかな、はい、お願いします。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今、そういうことも、改めて湊議員さんに言われて思うのですが、いろいろな制度上の公平感と言いますか、そんなことも十分加味しながら、検討に値するかなというふうに思っています。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) はい、その辺のところはしっかりうまくしていただいて、少しでも、人口増対策だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

空き家ということで、先ほど言いました、空き家再生等推進事業、この交付金、いろいろある。信濃町もこれを地域交流ホールで使っておられますよね、そういうところ、うまくいっているなと思うのですが、空き家対策総合支援事業というのが、平成 29 年度の予算で 23 億円、国でついているんですね、国で。この補助対象の市町村、空き家対策特別措置法に対する空き家等対策計画を策定している、あと、協議会を設置する地域の民間業者等との連携体制があるところには、こういう補助を出すよと、空き家の活用に。

また先ほどに戻るんですけども、酒井議員の質問の中で、そういうところはどうかされるんですかという質問に対して、作りますという答弁をされていて、総合戦略を見ると実施予定となっている。これは平成 27 年度のことですかね。実際この計画ができたのかどうか、それから協議会というのはできたのかどうか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) 空き家対策の調査につきましては、28 年度で実施をさせていただきましたところでございます。町内の空き家の実態の調査ということで、その際に町内では約 349 件の調査対象となる物件がございました。その結果、現地を調査を行って、その後、実際に建物の除去をされていたりとか、住まわれて利用されているものを除きまして、約 275 件のアンケートの調査を行い、3 月までにそういった中でアンケートの回収を、その時点で約 123 件ほどできております。まだアンケートの集計、最終的にはその後、報告等もありますので、これにつきましてはまた違う機会でご報告を申し上げたいと思います。こちらの方の結果を踏まえまして、町では先ほど議員さんがおっしゃいますような協議会を、今年度中には作りまして、その次の対策等も含めて行っていきたいと思っております。計画につきましても、その中で作り上げていきたいというふうに、協議会と合わせてと思っております。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) はい。この補助対象の市町村で、そういう対策計画があつて、協議会があつて、補助金が下りてくる。この調査に対する金額も国は持つよという部分もあります。今回の調査は、予算は町単なわけですよ。国の補助金を使ってできるんですか。それならいいんですけども。あと、特別措置法の創設、抑制するためもあるんですけども、税制の措置がある。これを見ていて、こんなものもあるんだと。「相続人が、相続により生じた古い空き家又は空き家の除却後の敷地を、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日の間に譲渡した場合は、譲渡所得 3000 万円を特別控除する」というような控除があると。今のところ周知とかされるのかどうか、お聞きしておきます。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、そういうような制度が明確になってまいりましたら、周知の方を図ってまいりたいと思います。また、今年度、制度的に家賃補助だとか、リフォームの関係についても国庫の方で拡充されていると聞いておりますので、その部分についても詳細がはつきりしましたら、周知を図ってまいりたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) あと、この空き家で、いろいろ、空き家対策特別措置法を見ていると、持ち主がなかなか特定できないような建物の調査も、費用を国がみるよということがありました。実は保養地に、空きペンションですね、壊れて、いつ倒壊するか分からないような危険な建物もあります。担当課に聞きますと、持ち主がはつきりしない、分からないというような部分もあります。これは徹底的に調べて、除去するなり改築するなりする必要があると思うのです。景観上も見苦しいですし、まず危険だと思いますので、その辺、除去するなら除去する代執行する必要もあるでしょうし、そういうところの費用も国が補助すると言っているわけですから、その辺のところ、どうされるのか、しっかり対策を練っていかれるのかどうか、お聞きしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) 先ほどの実態調査の中で、実際にアンケートということで、その持ち主の方にご連絡をしたところ、連絡が返って来ないというものが存在します。また、こちらの方の実態調査の中で、明らかに人が住めるような状況ではないというものも把握しておりますので、先ほどの協議会の中で、今言われるような代執行のような措置を取らざるを得ない状況になるのかどうかをまた判断していただく、また、どの程度の建物が代執行の対象になるのか、長野広域管内でのガイドライン、県レベルなんですけれども、県の方でそういったものを策定する、という情報を持っていまして、それを見てから、町の中でもそれに従ったもので、ガイドライン的なもの、要綱的なものを作り上げていきたいというふうに思っているところでございます。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) はい、これは協議会が、できての話。この協議会というのは、最後に、この協議会、どういうメンバーで構成されるのかをちょっとお聞きして、終わりたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

■建設水道課長（松木哲也） はい。協議会の方につきましては、国の方で示されたものに基づきまして、策定というか通知をする予定でおりますので、今ちょっとメンバーまで確定してはいませんので、お答えできませんので申し訳ございません。

●議長（小林幸雄） 湊議員。

◆10 番（湊 喜一） メンバーは特定できないんでしょうけれども、それでは何名で、大体どういう方を中心として選任されるのか、それだけでもお答えいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） はい、今ちょっと手元に要綱の基となるものを持っていないので、今の時点ではお答えできないので、申し訳ございません。

●議長（小林幸雄） 保留ですね。

◆10 番（湊 喜一） 以上で、私の質問終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、湊喜一議員の一般質問を終わります。
この際、2 時 15 分まで暫時休憩といたします。

(午後 1 時 59 分)

~~~~~

(平成 29 年 6 月 7 日 午後 2 時 15 分)

●議長（小林幸雄） 会議を再開いたします。

質問に入ります前に、二つほど、訂正と保留に対する答弁がございますもので、お願いしたいと思います。

↓

青柳議員一般質問に対し答弁の訂正 病院事務長より

↓

●議長（小林幸雄） 次、先ほどの湊議員の質問に対して保留がございます。松木建設水道課長からお願いしたいと思います。はい、松木建設水道課長。

## 平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

---

■建設水道課長（松木哲也） 先ほどの質問の中で、協議会の構成メンバーということでございました。市町村、というか町の町長ですね、それからあと地域の住民の方、また議会の議員さん、それから関係する建築とか不動産関係の学識経験者という方を、構成メンバーとするということで考えております。以上です。

● 議長（小林幸雄） 課長、メンバーと、人数、ということになっているんですが、人数の方、分かったら、どうぞ。

■ 建設水道課長（松木哲也） 人数はこれから要綱を作成する際に、検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

↓

永原議員一般質問へ進行